

義務付け・枠付け、関与についての意見（第6回岩手県分権推進会議）

21年2月4日
北村喜宣（上智大学）

・地方分権改革推進委員会第2次勧告等の評価

- 1．第1次地方分権改革は、機関委任事務の廃止や国の通達による包括的な指揮監督権の見直しなど成果はあったが、法令による地方公共団体に対する「義務付け・枠付け」は手付かずであり、個別の法令そのものも、改革されていない。
また、法令を自主的に解釈することが可能となった環境を地方公共団体は活かしてきていない。
- 2．平成20年12月に公表された地方分権改革推進委員会の第2次勧告では、自治事務を対象に「義務付け・枠付け」の見直しが勧告され、その存置を許容するメルクマール該当・非該当の判断が示された。しかし、官庁側の抵抗により、当初に比べ、かなり後退しており、今後、この勧告を政府がどのように具体化していくのか注視する必要がある。具体的には、非該当とされた個別法の改正に関して、「廃止」、「全部を条例委任」、「一部を条例委任」の、どのレベルで決着するかによって、地方公共団体の満足度は異なると考えられる。

・県の対応

- 3．県が自ら自身の条例、規則、要綱等を検証していくことは必要なことであるが、この場合、第2次勧告で示された判断基準を県と市町村の関係にストレートに当てはめることは適切なのか検討が必要である。
- 4．「義務付け・枠付け」が見直され、県・市町村の自由度が拡大することになっても、市町村の体制などの状況によっては、自らの判断と責任のみにおいて、政策や制度の創設・改廃をすることが難しい場合も想定される。その場合、県の市町村のコミットを一気に無くして良いのか、どのように整理すべきか検討が必要である。例えば、国が基準を作らないものを、県が作るということもあろう。
- 5．県条例の点検・検証に当たっては、事務の内容に応じて、検証する必要がある。二重行政の解消のため県と市町村どちらだけが事務を行うというより、県民にとっては、双方が一体的に連携・協働して行うからこそ意味のある事務もあろう。その場合には、市町村の役割に関する規定を入れることもあり得るのではないか。
- 6．県と市町村が対等であれば、市町村が条例に県の役割を書いて良いはずであるが、そのような例は見かけない。これは、県と市町村の間に、未だに上下関係があるからではないか。
- 7．岩手県環境影響評価条例第53条のように、市町村条例により県条例の目的を達成されると認められる場合は、県条例を適用せず、市町村条例を適用させる「調和条項」があるが、個別条例に設けることや市町村条例が県条例と同等の効果の有無を判定する手続など検討の余地はある。

岩手県環境影響評価条例

(市町村の条例との関係)

第53条 第1種事業又は第2種事業に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による環境影響評価の目的が達成されると知事が認めるときは、当該事業に係る環境影響評価その他の手続については、この条例の規定を適用しない。

．国への提言

8．これまでの地方分権改革推進委員会の勧告をどう評価するか。不十分と評価するのであれば、提言する際は、より踏み込むべきとの内容とすべきである。その際に、第2次勧告で非該当とされた個別の法律を対象に行うのか、全般に対して行うのか等の検討が必要である。

．その他

9．事務処理特例（いわゆる県から市町村への権限移譲）については、県から移譲するのではなくて、本来的には市町村が行うべき事務を何らかの理由で県が行ってきたのであり、本来の所管である市町村に戻すものと整理できるのではないか。